

行政手続のオンライン利用率の引上げに関する 第三者チェックの資料（令和4年3月25日）

＜対象事業名：役員又は主要株主の売買報告書の提出＞

- 日本証券業協会による第三者チェック結果（資料1-1）
- 第三者チェックにあたって金融庁から日本証券業協会に提示した資料
 - ・オンライン利用率引上げに係る基本計画（資料1-2）
 - ・スコアカード（資料1-3）
 - ・金融庁、日本証券業協会による証券会社に対するアンケート結果（資料1-4）

＜対象事業名：少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出＞

- 日本少額短期保険協会による第三者チェック結果（資料2-1）
- 第三者チェックにあたって金融庁から日本少額短期保険協会に提示した資料
 - ・オンライン利用率引上げに係る基本計画（資料2-2）
 - ・スコアカード（資料2-3）
 - ・オンライン利用率引上げに係る取組一覧（資料2-4）
 - ・金融庁、日本少額短期保険協会による少額短期保険会社に対するアンケート結果（資料2-5）

「役員又は主要株主の売買報告書の提出」のオンライン利用率引上げに係る基本計画についての第三者チェック結果

金融庁から御提示いただいたスコアカード等を踏まえ、本協会において下記の1～5の観点から第三者チェック（令和3年12月末時点）を実施しました。

記

1. 基本計画において、売買報告書の提出のオンライン利用率の引上げに資する、目標・課題・アクションプランを設定しているか。

(答)

オンライン利用率を引き上げる上での課題を適切に特定し、各課題に対してオンライン利用率の引上げに資する目標及びそれを達成するためのアクションプランを設定していると考えられる。

2. 基本計画に従って取組みを進めているか。

(答)

オンライン利用率を引き上げる上での課題に対して、第三者チェック実施時点（令和3年12月末）では、一部未実施のアクションプランもあるものの、概ね実施されており、基本計画に従って取組みを進めていると考えられる。

3. 目標数値・達成時期に対して、取組みは進捗しているか。

(答)

第三者チェック実施時点（令和3年12月末）では、既に中間KPIの目標を達成している取組みが一部存在するものの、その他の中間KPIの取組み及びオンライン利用率の進捗を踏まえると、引き続き、基本計画に従って、目標を達成するためのアクションプランを適切に実施する必要があると考えられる。

具体的には、例えば、届出様式の普及率及びオンライン利用率の引上げのためには、一度に多数の取引に係る売買報告書を提出できる仕様とすることが重要であると考えられる。

4. 第三者チェックを受けるにあたり、情報提供を十分に行っているか。

(答)

第三者チェックを行うにあたり、必要な資料の提供を受けたほか、口頭等での補足説明もあり、十分な情報提供が行われていると考えられる。

5. システムの利用者や関係者の意見を聞く機会を設けているか。

(答)

本協会を通じて、利用者に対してアンケートを実施しているほか、金融庁から利用者に対して個別にヒアリングを実施している。意見聴取の結果を踏まえ、既にシステム対応を実施していることに加え、今後もモデルとなる業務フローの周知や売買報告書のオンライン提出方法に関する Q&A の作成等、さらなる取組みを行う予定であることから、利用者や関係者の意見を聞く機会を適切に設けていると考えられる。

以 上

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和3年4月21日）

※黄色ハイライト部分は、金融庁の取組み等について追記したもの

府省名	金融庁
対象事業名	役員又は主要株主の売買報告書の提出

1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
4161	役員又は主要株主 の売買報告書の提出	申請等	国民等、民 間事業者 等	国	21,224件	0件	0%	70%	令和4年12 月
-	役員又は主要株主 への利益関係書類 の写しの送付	申請等に 基づかない処分通 知等	国	国民等、民 間事業者 等	26件	0件	0%	-	-
-	売買等を行ってい ない旨の申立て	申請等	国民等、民 間事業者 等	国	0件	0件	0%	-	-

-	上場会社等への利益関係書類の写しの送付	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	18件	0件	0%	-	-
-	利益関係書類の写しの公衆縦覧	縦覧等	国	-	6件	0件	0%	-	-

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

上場会社等の役員又は主要株主(以下「役員等」という。)は、自己の計算において特定有価証券等の買い付け等または売付け等をした場合には、その売買に関する報告書(売買報告書)を内閣総理大臣に提出する(①)とされており、その具体的な提出先は、受理権限を委任された各財務局(長)である。役員等が当該売買等を金融商品取引業者等に委託していた場合、当該金融商品取引業者等を経由し提出する【役員又は主要株主の売買報告書の提出】。

なお、金融商品取引業者等を経由する場合にあっては、金融商品取引業者等が、売買報告書のうち、記名押印部分以外を様式に記載した書面を作成・取引者(顧客)に郵送し、取引者自身が書面に記名押印・当該金融商品取引業者等に返送し(②)、これを各財務局に郵送にて提出する(③)という業務フローが一般的である。

権限の委任を受けた関東財務局長は、役員等から提出された売買報告書の記載に基づき、6か月以内の売買等によって短期売買利益を得ていると認める場合において、「利益関係書類」(売買報告書のうち当該利益に係る部分)の写しを役員等に送付する【役員又は主要株主への利益関係書類の写しの送付】。

(i) 役員等が利益関係書類の写しに記載されている売買を行っていないと認める場合

役員等は利益関係書類の写しの受領後20日以内に、当該書類に記載されている売買を行っていない旨を関東財務局長へ申立てする【売買等を行っていない旨の申立て】。これを受け、当該申立てに係る部分については、売買報告書に記載(売買)がなかったものとみなす。

(ii) (i)の申立てが行われなかった場合

役員等が利益関係書類の写しを受領した日から20日以内に上場会社等への当該利益の提供がなかった場合、関東財務局長は利益関係書類の写しを上場会社等へ送付する【上場会社等への利益関係書類の写しの送付】。さらに、上場会社等へ写しを送付した日より起算して30日以内に役員等から上場会社等への当該利益の提供がなかった場合、利害関係書類の写しを公衆縦覧に供する【利益関係書類の写しの公衆縦覧】。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

<現在の状況>

- 金融商品取引法及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律並びにこれらの関連法令に基づき、一連の手続き全て（【役員又は主要株主の売買報告書の提出】【役員又は主要株主への利益関係書類の写しの送付】【売買等を行っていない旨の申立て】【上場会社等への利益関係書類の写しの送付】【利益関係書類の写しの公衆縦覧】）について、オンラインによる手続きが可能（※押印、電子署名等の本人確認手続きは不要）。
- 一方で、提出システム（e-Gov 等）には未対応であり、一連の手続きの全てについて書面にて対応している。

<オンライン化までの今後の対応>

- 【役員又は主要株主の売買報告書の提出】令和3年3月末にシステムの整備が完了。今後、令和3年度の可能な限り早期に運用を開始することで、各財務局（長）宛の提出（2. ①③）のオンライン化が可能となる。あわせて、役員又は主要株主と金融商品取引業者等との間での書面での手続き（2. ②）のオンライン化を図る。
- 【役員又は主要株主への利益関係書類の写しの送付】個別の届出に対して行政が対応を行う手続きではない上、金融商品取引業者等を経由して売買報告書の提出を行う場合に役員等は提出システムのユーザー登録を行わないことから、現状、役員等が写しを受領することが担保される行政側におけるオンラインでの送付手段がないこと、手続き件数が少ないこと等から、今後、必要に応じて検討を行う。
- 【売買等を行っていない旨の申立て】オンラインによる申立てを妨げるものはないが、手続き実績がないため、今後、必要に応じて検討を行う。
- 【上場会社等への利益関係書類の写しの送付】上場会社等は売買報告書の届出主体ではないこと、上場会社等は提出システムのユーザー登録を行わないこと、手続き件数が少ないこと等から、今後、必要に応じて検討を行う。
- 【利益関係書類の写しの公衆縦覧】手続き件数や公表内容を踏まえつつ、オンラインでの公衆縦覧の方法について検討を行う。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

手続名	役員又は主要株主の売買報告書の提出
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>「2. 対象事業の概要」参照。</p>
	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間総手続件数：4,125件（令和2年度） ・オンライン利用率：0%（平成28年度～令和2年度）※オンライン未対応
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 （主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載	<p>【目標】</p> <p>オンライン利用率 70%</p> <p>オンライン利用率＝システム申請件数/全申請件数 ※届出件数ベース</p>
	<p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>令和4年12月まで</p>
	<p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>現状、当手続についてはシステム対応しておらず、オンライン率は0%となっている。当局側のシステム対応によって、一定程度のオンライン率の増加は見込まれるものの、システム利用者（届出者）の利便性等についてはシステム対応開始まで確認の機会が限られており、また、システム対応直後においては利便性改善要望も多くは見込めないため、システム対応の翌年末（令和4年12月）を目途として、70%まで引き上げることを目標とすることとする。なお、これは当面の目標であり、目標達成後は、その時点でのオンライン利用率の状況も踏まえながら、さらなるオンライン利用率向上に向けた目標の設定を検討することとする。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	当手続についてはシステム対応を踏まえ、システム利用者（届出者）に ID・PW を取得していただく必要がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和4年3月までに、ID・PWの取得率を50%まで引き上げる。
		【KPIの定義】 ID・PWの取得率=ID・PWを取得している者による申請件数の合計/申請件数の合計 ※届出件数ベース
	アクション プラン a	【取組内容】 金融庁ウェブサイト等にて周知を行う。
		【実績】 ・令和3年3月31日 金融庁によるウェブサイト掲載
		【取組期限（期間）】 令和4年3月
	アクション プラン b	【取組内容】 業界団体を通じて金商業者等に周知を行う。
		【実績】 ・令和3年4月6日 日本証券業協会を通じて、証券会社宛に周知
【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施		
アクション プラン c	【取組内容】 ID・PWを取得していない金商業者等に対して、阻害要因のヒアリングを行う。	

		【実績】 ・令和3年10月 日本証券業協会を通じて、証券会社に対してアンケートを実施 資料1-4 ・令和3年12月 主な証券会社に対してヒアリングを実施
		【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン②	課題	法令による押印規制が廃止されたとしても、金商業者等の社内規程により取引者の押印が引き続き求められる場合がある。
	中間 KPI	【目標】 令和4年3月までに、押印を不要とする業務フローの整備率を50%まで引き上げる。
		【KPIの定義】 業務フローの整備率＝業務フロー（社内規程等）を整備した金商業者等の前年度申請件数の合計/前年度の申請件数の合計 ※届出件数ベース
	アクション プラン a	【取組内容】 令和3年3月に実施したアンケート結果を踏まえ、業務フローのモデル事例について、業界団体を通じて金商業者等に周知等を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施
	アクション プラン b	【取組内容】 業務フローの整備が行われていない金商業者等に対して、阻害要因のヒアリングを行う。
【実績】 ・令和3年10月 日本証券業協会を通じて、証券会社に対してアンケートを実施 資料1-4 ・令和3年12月 主な証券会社に対してヒアリングを実施		
【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施		

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	エクセルファイルで公表している届出様式が普及していない。
	中間 KPI	【目標】 令和4年3月までに、様式普及率を50%まで引き上げる。
		【KPIの定義】 様式普及率=オンラインによる申請件数のうちエクセルファイルでの申請件数/オンラインによる申請件数 ※届出件数ベース
	アクション プラン a	【取組内容】 金融庁ウェブサイト等にて周知を行う。
		【実績】 ・令和3年6月8日 金融庁ウェブサイト掲載
		【取組期限（期間）】 令和4年3月
	アクション プラン b	【取組内容】 業界団体を通じて金商業者等に周知を行う。
【実績】 ・令和3年6月11日 日本証券業協会を通じて、証券会社宛に周知		
【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施		
アクション プラン c	【取組内容】 様式を使用しない金商業者等に対して、阻害要因のヒアリングを行う。	

		【実績】 ・令和3年12月 主な証券会社に対してヒアリングを実施
		【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン④	課題	オンライン提出方法の分かりやすさ。
	中間 KPI	【目標】 令和4年3月までに、利用者に対してアンケートを実施し、オンライン提出方法について「分かりやすい」旨の回答率 70%。
		【KPI の定義】 回答率 = 「分かりやすい」旨回答した利用者数 / アンケートの回答者数
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン提出のしやすさ等について利用者に対してヒアリングを行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年3月
	アクション プラン b	【取組内容】 ヒアリング結果を踏まえ、分かりにくいと指摘のあった事項について、関係団体等を通じ、操作方法等の周知を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

四半期ごとに更新し、金融庁ウェブサイトにて公表する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

年に1回、スコアカード等の取組の進捗状況を示す資料を日本証券業協会に提示し、取組の妥当性・進捗度合等について、チェックを受ける。当該チェックの概要等については、日本証券業協会に提示した資料を含め、金融庁ウェブサイトにて公表する。

7. 基本計画の見直し

- ・ 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・ 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。

スコアカード

令和3年12月31日時点

府省名	取組対象事業	手続件数 (目標値を定める主要なもの)	手続名 (目標値を定める主要なもの)	法令	手続の種類	年間手続件数(令和元年度)	年間オンライン件数(令和元年度)	オンライン利用率(令和元年度)	オンライン利用率(現在値)	オンライン利用率目標	達成期限	オンライン利用率を上げる上での課題と課題解決のための取組																オンライン完結○ (※付 録表 参照 ※マ ス シ ュ レ ス 化 な ど)																
												課題①	中間KPIと目標	アクションプラン a	アクションプラン b	アクションプラン c	進捗(中間 KPI)	達成期限(中間 KPI)	課題②	中間KPIと目標	アクションプラン a	アクションプラン b	アクションプラン c	進捗(中間 KPI)	達成期限(中間 KPI)	課題③	中間KPIと目標		アクションプラン a	アクションプラン b	アクションプラン c	進捗(中間 KPI)	達成期限(中間 KPI)											
金融庁	役員又は主要株主の売買報告書の提出	21,224	役員又は主要株主の売買報告書の提出	金融商品取引法	国民、事業者⇒国	21,224	0	0%	59.9%	70%	令和4年12月	ID・PWの取得	ID・PWの取得率50%	金融庁ウェブサイトにおける周知	業界団体を通じた周知	障害要因のヒアリング	79%	令和4年3月	押印の廃止	業務フローの整備率50%	業界団体を通じた周知	障害要因のヒアリング	61%	令和4年3月	様式の普及	様式普及率50%	金融庁ウェブサイトにおける周知	業界団体を通じた周知	障害要因のヒアリング	3%	令和4年3月	課題④	中間KPIと目標	アクションプラン a	アクションプラン b	アクションプラン c	進捗(中間 KPI)	達成期限(中間 KPI)	利用者へのアンケートでの「わかりやすい」旨の回答率70%	利用者へのヒアリング	操作方法等の周知		令和4年3月	○

【スコアカードについて】

○基本計画に記載した取組対象手続のうち、オンライン利用率目標を設定した主要な手続について掲載。計画の進捗状況を視覚化し、計画の見直しに利用するために作成しているもの。

○オンライン利用率（現在値）：目標の達成状況（進捗率）に応じて色分け ※目標に対する進捗率(%) = (現在の利用率 - 令和元年度利用率) / (目標利用率 - 令和元年度利用率)
 (青色：目標達成済 緑色：目標に対する進捗率70%～100%未満 黄色：40%～70%未満 橙色：10%～40%未満 赤色：10%未満)

○課題①～③：基本計画に記載の課題項目

○各アクションプラン（a,b,c）：基本計画に記載したアクションプラン項目を記載し、取組の進捗状況に応じて色分け
 (青色：措置済 緑色：取組中(期限内) 黄色：取組中(期限超過) 橙色：未着手(期限内) 赤色：未着手(期限超過))

○進捗(中間KPI)：中間KPIの進捗状況 (青色：中間KPI目標達成済)

○オンライン完結：手続がオンラインで完結しているか。(○：完結する ×：完結していない)

オンライン利用率の推移

府省名	取組対象事業	手続名 (目標値を定める主要なもの)	令和元年度	令和2年度	令和3年4月 (単月)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
金融庁	役員又は主要株主の 売買報告書の提出	役員又は主要株主の 売買報告書の提出	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.9%	30.7%	29.9%	25.1%	35.1%	59.9%

役員又は主要株主の売買報告書の提出に関するアンケートの結果について

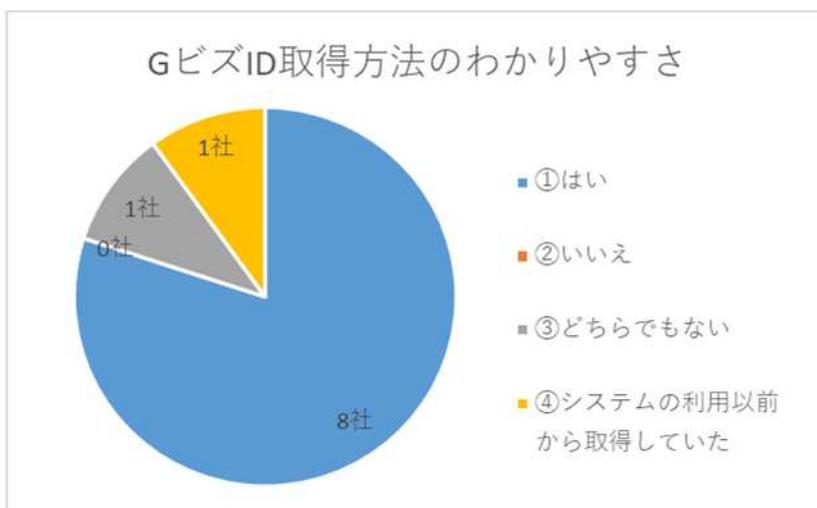
1. アンケートの概要

- ✓ 実施期間：令和3年10月28日～令和3年11月9日
 - ✓ 対象：日本証券業協会会員会社（証券会社）計274社
 - ✓ 届出システムを利用して売買報告書を提出した者については、届出システムの利用方法等についてのアンケート（**アンケート①**）に回答。
 - ✓ 届出システムを利用したことがない者（紙媒体で売買報告書を提出した者、売買報告書を提出したことのない者）については、届出システムを利用しない理由等についてのアンケート（**アンケート②**）について回答。
-
- ✓ **アンケート①** 回答者数：10社（誤ってアンケート①に回答した者を除く。）
 - ✓ **アンケート②** 回答者数：172社

2. アンケート① 回答結果 回答者数：10

【問1】GビズID（プライム）の取得方法はわかりやすかったですか。（一つ選択、②③を選んだ場合は理由等について自由記載）

- ①はい
- ②いいえ
- ③どちらでもない
- ④システム利用以前から取得していた

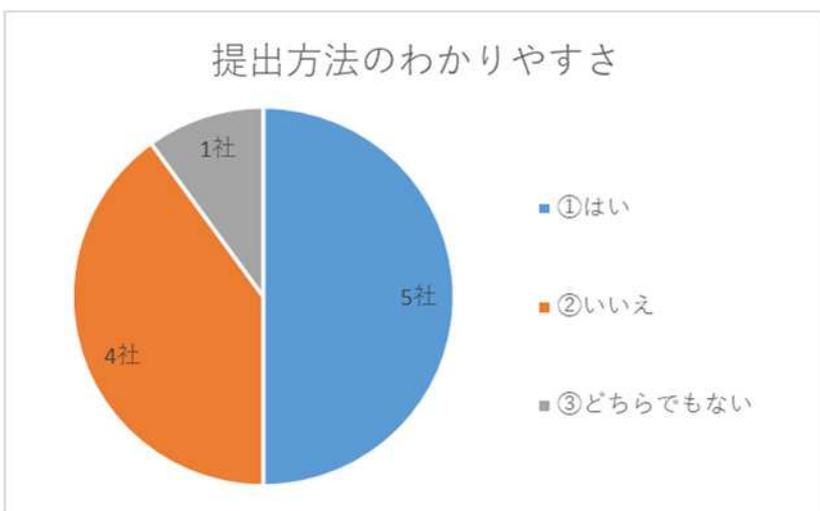


「③どちらでもない」を選んだ理由

- ・ ID 取得はシステム担当部署にて行っているため。

【問2】システムでの提出方法（手続き名や報告先の選択、提出書類のアップロード等）はわかりやすかったですか。（一つ選択、②③を選んだ場合は理由等について自由記載）

- ①はい
- ②いいえ
- ③どちらでもない

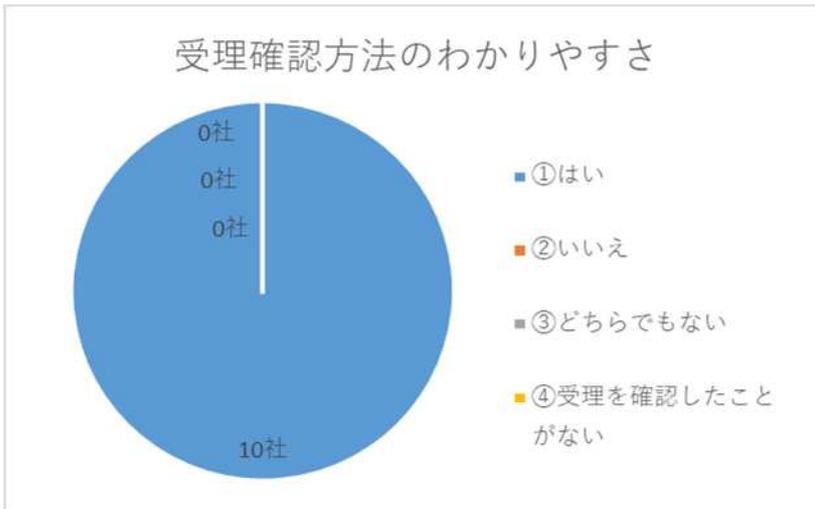


「②いいえ」「③どちらでもない」を選んだ理由

- ・ 提出先の選択がわかりづらい。（4社）
- ・ サーバーの応答時間が長い。（1社）

【問3】当局に受理されたことを確認する方法はわかりやすかったですか。（一つ選択、②③を選んだ場合は理由等について自由記載）

- ①はい
- ②いいえ
- ③どちらでもない
- ④受理を確認したことがない

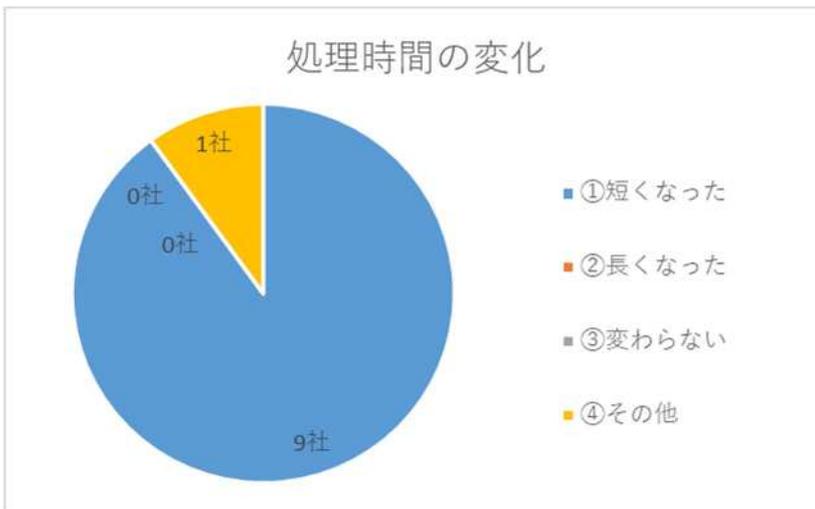


【問4】 売買報告書の提出に関する一連の業務の中で、顧客の対応など、非オンライン（書面・対面等）で行っている業務があれば、その内容・なぜオンラインで行わないかについて教えてください。（自由記載）

- ・顧客の押印署名等を必要としているため、対面・郵送にて書面の授受を行う。（4社）
- ・セキュリティ上の問題があるため、顧客との報告書の授受にメールは利用していない。
- ・非居住者顧客からは、初回のみ委任状に署名捺印した原本の郵送が必要。
- ・報告書の授受にあたり、顧客からの要望に応じてメールではなく書面を利用している。

【問5】 売買報告書の提出に関する一連の業務について、オンライン化によって処理期間に変化はありましたか。（一つ選択、変化があった点等について自由記載）

- ①短くなった
- ②長くなった
- ③変わらない
- ④その他



<顧客対応関係>

- ・郵送が不要になった／削減されたため、時間・コストが削減した。(4社)
- ・引き続き書面で行っているため、変化なし。

<財務局対応>

- ・押印・郵送が不要になったため、時間・コストが削減した。(6社)
- ・当局による受理確認等のメールが便利。

<その他>

- ・書類の作成時間が短縮された。(2社)
- ・書面の紛失リスクがなくなった。

【問6】 売買報告書の提出に関する一連の業務のオンライン化について、困ったことがあれば自由にご記載ください。(自由記載)

<提出主体等について>

- ・売買報告書の内容について、書面によらずに顧客の確認を得ることを明示的に認めてほしい。
- ・顧客の確認は不要としてはどうか。
- ・委託取引を行う場合、取引者自身が売買報告書を作成する必要があるのか。

<売買報告書の記載内容・添付書類について>

- ・委任状を簡素化してほしい。
- ・委任者・代理人の記載を簡素化してほしい。
- ・取引者本人が記載をしなため、旧姓を記載することが難しい。

<様式について>

- ・様式のエクセルファイルが保護されており、文字数が多い場合に正しく印刷されなかった。(金融庁注：近日常対応予定)
- ・様式上、取引明細の記載欄が10行しかないため、多数の売買を報告する際に不便。
- ・CSV データでの提出など、1ファイルで提出可能としてほしい。

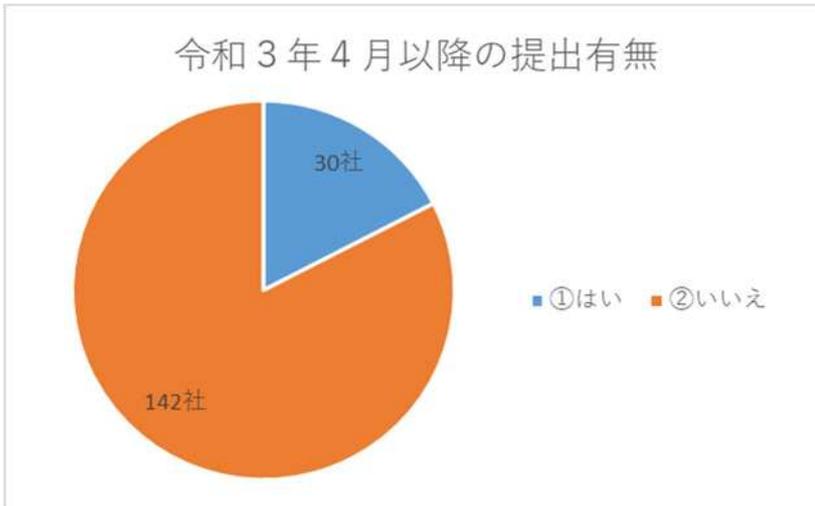
<届出システムについて>

- ・提出時の画面で、添付ファイル件数が表示されるとわかりやすい。

3. アンケート② 回答結果 回答者数：172

【問1】令和3年4月以降、売買報告書を提出したことはありますか。（一つ選択）

- ①はい
- ②いいえ



【問2】今後、売買報告書の提出は見込まれますか。（一つ選択）

- ①はい
- ②いいえ
- ③不明



※以下、問2で①③を選んだ者（計115社）のみ回答（※誤って回答されたものについては集計せず。）

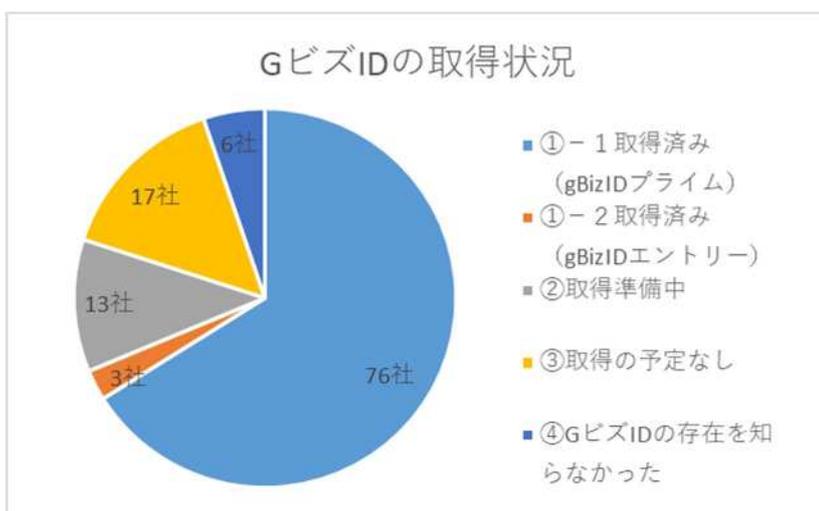
【問3】システムへのログインにあたって必要なG Biz IDは取得していますか。(一つ選択)

- ①取得済み
- ②取得していないが、取得の準備をしている
- ③取得しておらず、取得の準備もしていない
- ④G Biz IDの存在を知らなかった

※回答結果は問4とあわせて表示

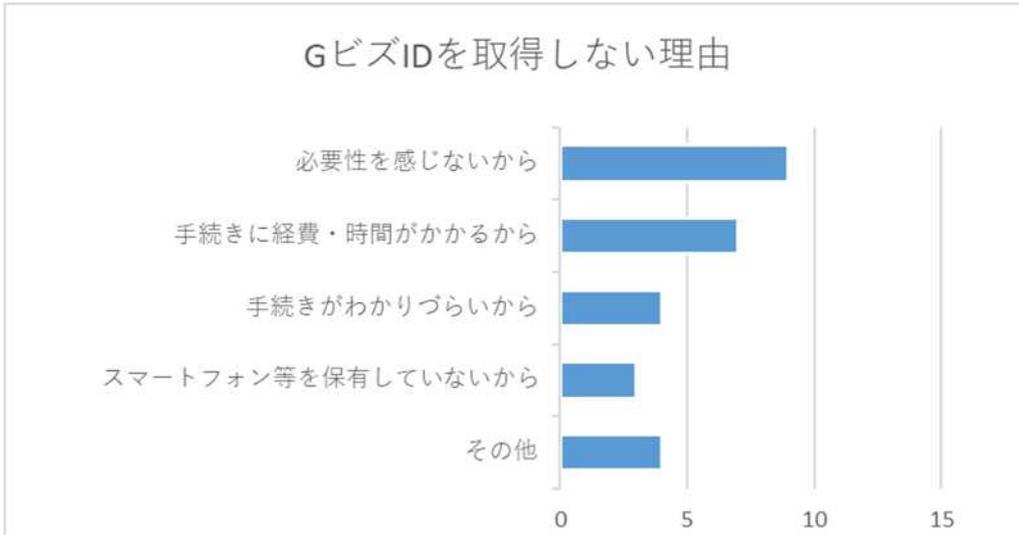
【問4】(問3で「①取得済み」を選んだ場合のみお答えください。) G Biz IDのアカウントの種類をお答えください。(一つ選択)

- ①gBizID プライム (gBizID メンバーを含む。)
- ②gBizID エントリー



【問5】(問3で「③取得しておらず、取得の準備もしていない」を選んだ場合のみお答えください。) G Biz IDの取得の準備をしていないその理由を教えてください。(複数選択)

- ・ 取得の必要性を感じないから
- ・ 取得手続きに経費・時間がかかるから
- ・ 取得手続きがわかりづらいから
- ・ 取得に必要なスマートフォン・携帯電話を、会社で保有していないから
- ・ その他

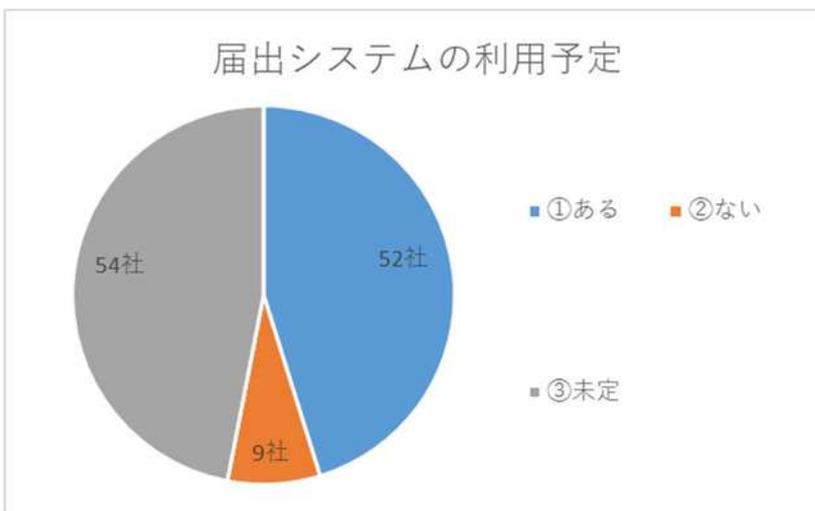


＜その他の具体的な内容＞

- ・ 報告件数が少ないため。(3社)
- ・ e-Gov 電子申請システムを利用しているため。

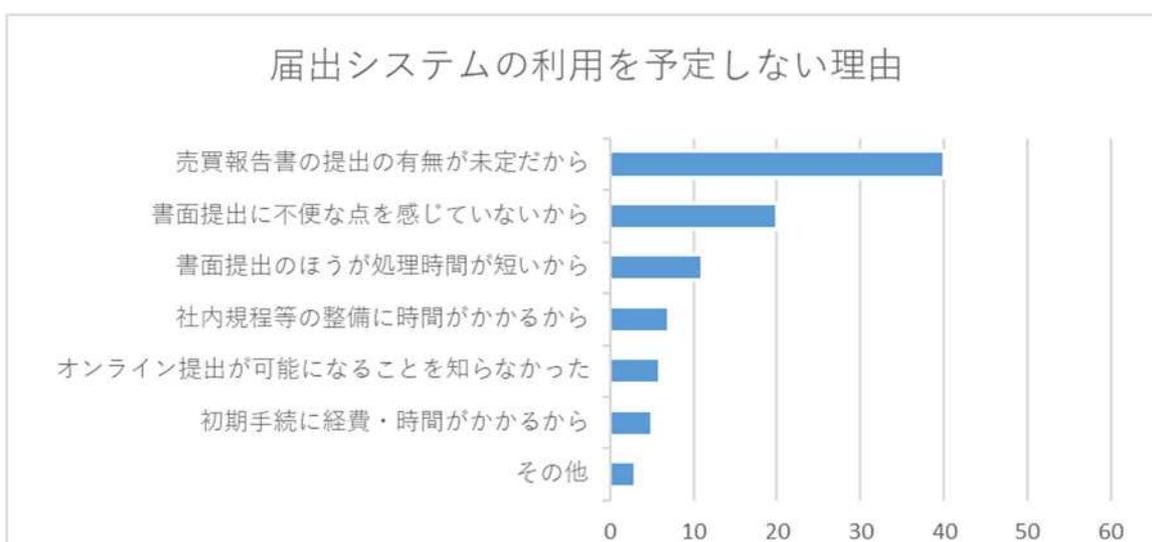
【問6】 システムを利用してオンライン提出を行う予定はありますか。(一つ選択)

- ①ある
- ②ない
- ③未定



【問7】 (問6で「②ない」または「③未定」を選んだ場合のみお答えください。) 売買報告書のオンライン提出を行う予定がないまたは未定の理由を教えてください。(複数選択)

- ・オンライン提出をするための初期手続きに経費・時間がかかるから
- ・オンライン提出にかかる社内規程・マニュアル等の整備に経費・時間がかかるから
- ・書面提出のほうが処理時間が短いから
- ・書面提出で不便な点を感じていないから
- ・オンライン提出が可能になることを知らなかったから
- ・売買報告書の提出の有無が未定だから
- ・その他

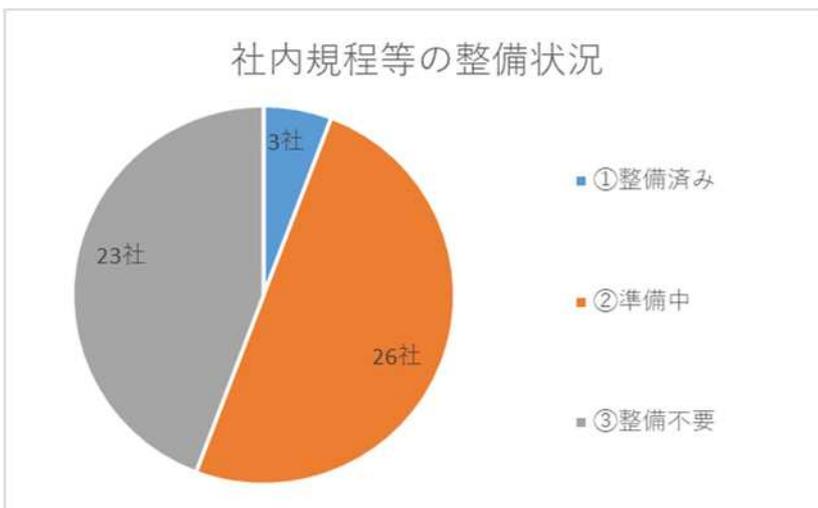


<その他の具体的な内容>

- ・報告件数が少ないため。(2社)
- ・具体的な手続き方法が金融庁ウェブサイトに掲載されておらず、手続き方法が不明なため。(金融庁注：利用ガイドは金融庁ウェブサイトに掲載済)

【問8】(問6で「①ある」を選んだ場合のみお答えください。) 売買報告書のオンライン提出に向けて、社内規程・マニュアル等の整備は行っていますか。(一つ選択)

- ①整備済み
- ②整備に向けて準備を行っている
- ③整備の予定はない(現行から変更する必要はない)



【問9】 売買報告書のオンライン提出に関して、懸念事項や当局への要望事項がありましたら、自由にご記載ください。また、問1から問8までの回答について補足があれば、こちらにご記載ください。

<様式関係>

- ・ 約定件数が10件を超えた場合に、一つのエクセルファイルで提出できるようにしてほしい。(2社)
- ・ 書式(半角・全角等の違い等)によって、システム上受付ができない等のことがないようにしてほしい。
- ・ エクセル形式で売買報告書を作成しようとすると、小数点以下が入力出来ない。(金融庁注：近日常対応予定)
- ・ 提出者が複数の場合に、結合した一つのPDFファイルでも提出できるようにしてほしい。(金融庁注：対応済)

<G Biz ID 関係>

- ・ 各社一つ限りのID取得ではなく、部署単位でのID取得としてほしい。
- ・ 他の届出のために届出システムを利用した際に、gBizIDの情報が届出システムに正しく反映されなかった。正しく申請・届出が出来ているのか不安がある。また、この際に届出先とgBizIDの管理先の2箇所状態を問い合わせる必要があったため、可能であれば一本化してほしい。

<顧客対応関係>

- ・ 売買報告書は証券会社が作成するが、顧客がその内容を確認したことの証跡を残そうとすれば、Excelを印刷した上で署名し、PDF化したファイル又は書面を提出、証券会社が届出システムを用いPDFで提出する手順が適切かと考えられるが、それでは郵送

コスト等の削減は見込めるものの、従来の書面提出とそれほど変わらないと思われる。役員等の売買報告書は、法的には顧客自身が取引を認識して届出を（証券会社を通じて）行うことが重要だと考えられるが、システム提出ではこの趣旨が担保されなくなる懸念がある。

- ・売買報告書を提出する主体は顧客である。そのため、オンライン提出が可能となったとしても、証券会社が作成した売買報告書を印刷して顧客に確認してもらう必要があると理解している。それであれば、提出方法が紙かオンラインかの違いだけなのでオンライン提出にあまりメリットを感じない。役員等の売買があれば証券会社が売買報告書を作成し、顧客に確認してもらう必要なくそのままオンライン提出という流れであれば、メリットがあると感じる。

<その他>

- ・オンライン提出開始以降、一定の期間は書面提出と並行運用してほしい。（金融庁注：対応済）
- ・社内規程・マニュアル等の整備が必要なのかを端的に解説したコンテンツの整備等が行われる（すでにそういったものがある）のであれば、それらを参考にしたい。
- ・該当の取引がない場合、売買報告書に「該当なし」として提出している。電子申請の開始にあたり再度当局に確認したところ、現行どおり該当ない場合でも紙で提出して欲しいとの回答を受けている。（金融庁注：近日対応予定）

2022年2月4日

金融庁 監督局
保険課御中

日本少額短期保険協会

オンライン利用率引上げに係る第三者チェック意見書

令和2年7月17日閣議決定された「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の政府方針に基づき少額短期保険業界のオンライン利用率が取組み対象事業選定されたことを受け、金融庁において基本計画に沿って利用率目標とその達成に向けたアクションプランが策定・実施されて参りました。

今般、当協会において利用者目線での取り組みの妥当性・進捗度合等に関し第三者意見書を取り纏めましたので、宜しくご査収ください。

1. 基本計画において、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出のオンライン利用率の引上げに資する、適切な目標・期間設定・課題解決のためのアクションプランを設定しているか。

(答)

- ・「オンライン利用率の大胆な引上げ」方針に沿い、金融庁内で目標・期間設定・アクションプラン設定の検討・決定がなされた。1年という最低期間での大幅な利用率引き上げ（利用実態 1.8%⇒目標 40%）計画であったが、政府方針の趣旨及び他業態の利用実態とのバランス等から妥当なものであったと考える。
- ・対象事業選定時あるいは目標・アクションプラン策定時に利用率の低迷原因分析をきめ細かく行っていけば、より実効的なプランになっていたのではないかと考える。

2. 事業者団体である日本少額短期保険協会とも協力して基本計画に従って取組みを進めているか。

(答)

- ・業界全体の利用率引上げにあたっては日本少額短期保険協会との強い連携が不可欠との認識の下で協力を要請し、以降一体となって計画への取り組みを行うことに成功した。その結果、協会主催経営者向けセミナーにおける少額短期保険監督室長講演での直接的な本計画達成協力の呼びかけの他、協会における各社向け通達発信や協会主催各種

委員会・部会での周知徹底対応等により業界各社の改善意識は浸透していったものと思われる。

3. 目標数値・達成時期に対して、取組みは進捗しているか。

(答)

- ・令和4年3月までに「オンライン利用率40%まで引上げる」目標に対し、直近（令和4年1月）データでは、95.7%と大幅に超過する実態にあり、所期する成果は得られつつあるものとする。

このような大幅な改善に至った原因としては①業界各社への改善周知徹底努力②以前のシステム（e-Gov）に比し利便性が向上した新システム稼働時を捉えた業務切り替えを訴求したアクションプランが功奏したこと等が挙げられる。

- ・オンライン利用率引上げの実現においては、利用者（少短社）側の改善努力の部分が大きいことは事実であるが、一方で届出受理（行政）側の態勢整備がより迅速になされていれば改善がより早期に実現していたものと思われる。

4. 事業者団体である日本少額短期保険協会に第三者チェックを受けるにあたり、必要となる情報提供を十分に行っているか。

(答)

- ・協会に対し金融庁の取組み内容に関する情報提供は遅滞なく行われているものとする。
- ・今後も月次ペースで利用率情報について情報連携し、進捗確認していく相互の協力姿勢の持続が望まれる。

5. オンライン申請の利用者や関係者の意見を聞く機会を設けているか。

(答)

- ・新システム稼働を機に「新システム説明会」を実施したが、協会を通じ受講者の意見を踏まえ、実務者目線に立ったシステム説明会を再度開催する等利用者側の意見をよく拾い上げた適切な対応が行われた。

その結果、参加受講者の理解度、満足度も80%を超えて高い水準になった。

- ・参加者アンケートを踏まえ、更なる改善に向けた努力をされんことを願う。

以上

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 29 日）

府省名	金融庁
対象事業名	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
3612	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	14,301	258	1.80%	40%	令和 4 年 3 月

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

少額短期保険募集人は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときは、保険業法第 302 条に基づき、その者の氏名及び生年月日を、所属する少額短期保険業者から各財務局・財務事務所等に届け出る。また、届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなったとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様に届け出る。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

- ・ e-Gov での届出を通じて、オンラインで完結が可能だが、電子証明書の取得が必要。
- ・ 令和 3 年 6 月 30 日に電子証明書の取得が不要な新システムの整備が完了し、同年 9 月に運用を開始した。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

手続名	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>「2. 対象事業の概要」参照。</p>
	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間手続件数：13,690件（令和2年度） ・オンライン利用率 <p>令和2年度 11.89%、令和元年度：1.8%、平成30年度：1.9%、平成29年度：1.6%、平成28年度：2.0%</p>
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 (主要な手続について目標設定)※調査中の場合でも想定目標値を記載	<p>【目標】</p> <p>オンライン利用率 40%</p> <p>オンライン利用率 = (オンライン申請件数) / 全申請件数</p>
	<p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>令和4年3月まで</p>
	<p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>令和元年度時点では、オンライン申請が可能であるものの、オンライン率は1.8%となっている。利便性を向上させたオンライン申請システムが令和3年6月末に整備完了し、同年9月に運用開始した。今後、一定程度オンライン利用率の上昇が見込まれるが、事業者への周知・浸透期間を考慮し、令和3年度末までにオンライン利用率を40%まで引き上げることを目標とする。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	オンライン届出にあたり、電子証明書の取得が必要であるため、その取得プロセス・費用が発生している。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和3年度早期に、届出プロセスを簡素化する。
		【KPI の定義】 簡素化＝電子証明書の取得を必須としない届出プロセスの導入。
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン申請の際には、ID・PW 方式で本人確認を行うよう、システム更改を行う（必要に応じて、ID・PW 方式に加え、電子証明書の利用が可能）。
【取組期限（期間）】 令和4年3月		
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン②	課題	オンライン申請について知らない・利用方法がわからない。
	中間 KPI	【目標】 事業者向けアンケートにおいて、回答者の理解度及び満足度 80%
		【KPI の定義】 理解度＝申請システムの利用方法について「理解している」と回答した事業者の割合 満足度＝申請システムについて「使いやすい」と回答した事業者の割合
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン申請システム更改の概要・利用方法等に関する事業者向け説明会の開催
		【取組期限（期間）】 令和3年4月～令和4年3月
	アクション プラン b	【取組内容】 事業者団体とも協力し、オンライン申請システムの更改について事業者向けの周知を行う。
【取組期限（期間）】 令和3年4月～令和4年3月		

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

四半期ごとに更新し、金融庁ウェブサイトに公表する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

年に1回、スコアカード等の取組の進捗状況を示す資料を、利用者から構成される事業者団体である日本少額短期保険協会に提示し、取組の妥当性・進捗度合等について、チェックを受ける。当該チェックの概要等については、日本少額短期保険協会に提示した資料を含め、金融庁ウェブサイトにて公表する。

7. 基本計画の見直し

- ・ 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・ 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。

スコアカード

令和 4 年 1 月 26 日時点

府省名	取組対象事業	手続件数	手続名 (目標値を定める主要なもの)	法令	手続の種類	年間手続 件数(令和 元年度)	年間オン ライン件 数(令和 元年度)	オンライン利 用率(令和元 年度)	オンライン利用 率(現在値)	オンライン利 用率目標	達成期限	オンライン利用率を上げる上での課題と課題解決のための取組														オンライン 完結○ (※付 録表 キヤ シュ レス 化など)							
												課題① と目標	中間KPIと 目標	アクション プラン a	アクション プラン b	アクション プラン c	進捗 (中間 KPI)	達成期限 (中間 KPI)	課題② と目標	中間KPI と目標	アクション プラン a	アクション プラン b	アクション プラン c	進捗 (中間 KPI)	達成期限 (中間 KPI)		課題③ と目標	中間KPI と目標	アクション プラン a	アクション プラン b	アクション プラン c	進捗 (中間 KPI)	達成期限 (中間 KPI)
金融庁	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出	14,301	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出	保険業法	事業者 ⇒国	14,301	258	1.8%	95.7%	40%	令和 4 年 3 月	課題① 電子証 明書の 取得ワ ロセ ス・費 用	中間KPIと 目標 届出プロ セスの簡 素化	アクション プラン a システ ム更改	アクション プラン b	アクション プラン c	進捗 (中間 KPI) 100%	令和4 年3月	課題② オンラ イン申 請につ いて知 らな い・利 用方法 がわか らな い。	中間KPI と目標 アン ケート 回答者 の理解 度及び 満足度 80%	アクション プラン a 説明会 の開催	アクション プラン b 周知	アクション プラン c	進捗 (中間 KPI) 78.0%	令和4 年3月	課題③ 理解度 83.0%	中間KPI と目標	アクション プラン a	アクション プラン b	アクション プラン c	進捗 (中間 KPI) 86.3%	達成期限 (中間 KPI)	○

- 【スコアカードについて】
- 基本計画に記載した取組対象手続のうち、オンライン利用率目標を設定した主要な手続について掲載。計画の進捗状況を視覚化し、計画の見直しに利用するために作成しているもの。
 - オンライン利用率（現在値）：目標の達成状況（進捗率）に応じて色分け ※目標に対する進捗(%) = (現在の利用率 - 令和元年度利用率) / (目標利用率 - 令和元年度利用率)
(青色：目標達成済 緑色：目標に対する進捗率70%～100%未満 黄色：70%～40%未満 橙色：40%～10%未満 赤色：10%未満)
 - 課題①～③：基本計画に記載の課題項目
 - 各アクションプラン (a,b,c)：基本計画に記載したアクションプラン項目を記載し、取組の進捗状況に応じて色分け
(青色：措置済 緑色：取組中(期限内) 黄色：取組中(期限超過) 橙色：未着手(期限内) 赤色：未着手(期限超過))
 - 進捗(中間KPI)：中間KPIの進捗状況 (青色：中間KPI目標達成済)
 - オンライン完結：手続がオンラインで完結しているか。(○：完結する ×：完結していない)

オンライン利用率の推移

府省名	取組対象事業	手続名 (目標値を定める主要なもの)	令和元年度	令和2年度	令和3年4月 (単月)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
金融庁	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出	1.8%	11.9%	57.7%	57.6%	66.4%	72.8%	80.7%	86.7%	90.5%	91.8%	95.7%

オンライン利用率引上げに係る取組一覧

令和2年10月28日	「行政手続の電子化に関するアンケート」を少額短期保険業者に発出
令和2年11月19日	日本少額短期保険協会との意見交換会において、オンライン化に向けた協力を依頼
令和2年12月～	財務局が、オンライン化を少額短期保険業者に慫慂
令和2年12月4日	「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定・公表
令和3年3月3日	日本少額短期保険協会との意見交換会において、オンライン化に向けた協力を依頼
令和3年3月31日	「金融庁電子申請・届出システムの利用等について —gBizID取得のお願い—」を日本少額短期保険協会に発出し、新システムの利用開始に向けて、少額短期保険業者への周知を依頼
令和3年4月21日	「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を改定・公表
令和3年5月～	財務局が、オンライン化を少額短期保険業者に慫慂
令和3年5月31日	「金融庁電子申請・届出システムの利用開始に向けたご連絡」を日本少額短期保険協会に発出し、新システムの運用開始の準備が整った旨について、少額短期保険業者への周知を依頼
令和3年6月1日	新システムの運用を開始（募集人関係手続を除く）
令和3年7月30日	「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を改定・公表
令和3年9月13日	財務局に対して、募集人関係手続が新システムに対応する旨を周知するとともに、新システムの利用を少額短期保険業者に慫慂するよう指示
令和3年9月22日	「金融庁電子申請・届出システムにおける少額短期保険募集人に係る登録申請・届出の運用開始のお知らせ」を日本少額短期保険協会に発出し、募集人関係手続が新システムに対応する旨の周知及び新システムの利用を少額短期保険業者に慫慂するよう依頼
令和3年9月30日	新システムの運用を開始（募集人関係手続）
令和3年10月29日	「金融庁新システム説明会」（日本少額短期保険協会主催）において、少額短期保険業者に新システムの概要を説明するとともに、新システムの利用を慫慂
令和3年10月29日	「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を改定・公表
令和3年11月～	財務局が、オンライン化を少額短期保険業者に慫慂
令和3年12月1日	日本少額短期保険協会との意見交換会において、新システムの利用を少額短期保険業者に慫慂するよう依頼

令和3年12月3日	「金融庁電子申請・届出システム（新システム）に関するアンケート」を少額短期保険業者に発出
令和3年12月16日	「少短経営トップセミナー特別講演『金融庁・財務局講演会』」（日本少額短期保険協会主催）において、新システムの利用を少額短期保険業者に慫慂
令和4年1月13日	「金融庁電子申請・届出システム操作説明会」を開催し、少額短期保険業者に新システムの操作方法を具体的に説明するとともに、新システムの利用を慫慂
令和4年1月13日	「金融庁電子申請・届出システム（新システム）に関するアンケート」を少額短期保険業者に発出

金融庁電子申請・届出システム（新システム）に関するアンケートの結果について

1. 概要

①第1回アンケート

期間：令和3年12月3日～令和3年12月15日

対象：全業者（112者）

回答数：105者（回答率93.8%）

②第2回アンケート

期間：令和4年1月13日～令和4年1月17日

対象：新システム操作説明会（令和4年1月13日開催）の参加者（67者）

回答数：51者（回答率76.1%）

2. 回答結果

（第1回と第2回の合算。2回とも回答がある場合、第2回の回答を集計）

Q1. 新システムの利用方法（ログインから提出までの操作方法）についてご回答ください。

（回答数：106者）

1. とてもよく理解している	9者（8.5%）
2. 理解している	79者（74.5%）
3. 理解が不足している	18者（17.0%）
4. まったく理解していない	0者（0.0%）

Q2. Q1で「理解が不足している」「まったく理解していない」の場合、理解が不足していると感じている項目をご回答ください。（複数回答可）

1. ログイン	6者
2. 申請者情報確認	5者
3. 手続選択	9者
4. 提出先選択	6者
5. 申請書・届出書等の添付	10者
6. その他	5者

<その他の主な内容>

- ・まだ利用を始めていないため。
- ・提出したデータに間違いがあった場合のデータの差し替え方法や取り消し処理に不安。

Q 3. 新システムを利用していますか。(回答数：107 者)

1. 利用している	51 者 (47.7%)
2. 利用していない	56 者 (52.3%)

Q 4. 新システムを利用している会社に質問します。新システムの使いやすさについてご回答ください。(回答数：51 者)

1. とても使いやすい	4 者 (7.8%)
2. 使いやすい	40 者 (78.4%)
3. 使いづらい	7 者 (13.7%)
4. とても使いづらい	0 者 (0.0%)

Q 5. Q 4で「使いづらい」「とても使いづらい」の場合、理由をご回答ください。(複数回答可)

1. 操作方法が分かりにくい	2 者
2. 事務の手間が増えた	0 者
3. その他	6 者

<その他の主な内容>

- ・ 手続名の選択が分かりにくい。
- ・ 手続きについて根拠法令や手続名の表記だけでなく、具体的な書面名があればよりわかりやすかった。
- ・ gBizID メンバーでは、それぞれで行った申請の進捗・承認状況の確認が、その担当者毎でしかできないため不便。

Q 6. その他ご意見等ありましたらご記載ください。

<主な要望>

- ・ システム内で不備チェック等を行うことができれば、対応が早くなり利便性が高まる。
- ・ 担当者が社用携帯を持っておらず、限られた者しかメンバー登録が出来ない。私用携帯を登録してもらうのは抵抗がある。SMS 以外でワンタイムパスワードを受け取りたい。
- ・ 書式のひな形もダウンロードできるようにしてほしい。
- ・ e-Gov にある「よく利用する申請のブックマーク機能」がほしい。
- ・ システム自体に選択・入力すると申請内容が完成するような仕組みだと、申請側の手間が減るのではないか。
- ・ gBizID メンバー間で申請内容を共有できるようにしてほしい。